

新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な支援の一覧

令和2年7月31日現在



(問合せ先)

持続化給付金事業
コールセンター
☎0120-115-570

※申請方法などは、地域の農業改良普及センターや農業協同組合、県農業法人経営者協会等にも相談できます。

(JA組合員の方)
→ 最寄りのJA

(JA組合員ではない方)
→ 最寄りの市町村

宮崎県農業共済組合本所
☎0985-41-4747
又は各地域センター

雇用調整助成金コールセンター
☎0120-60-3999
宮崎労働局助成金センター
☎0985-62-3125
九州農政局宮崎県拠点
☎0985-24-2365

学校等休業助成金・支援金
コールセンター
☎0120-60-3999
九州農政局宮崎県拠点
☎0985-24-2365

JA宮崎中央会労働力確保支援室
☎0985-31-2059
県農業法人経営者協会
0985-73-9211

出入国在留管理庁
インフォメーションセンター
☎0570-013904

宮崎県農業共済組合本所
☎0985-27-4288
又は各地域センター

(国税)各税務署
(県税)各県税・総務事務所
(市町村税)各市町村
(年金等)
市町村、各年金事務所

(上下水道)市町村の
水道担当部署
(電気・ガス・電話)各事業者

経営安定

収入減少・
経営継続への支援

持続化給付金

(経済産業省)

個人事業者の場合

最大 100万円

法人の場合

最大 200万円

個人事業者、中小法人等を対象に、売上げが前年同月比50%以上減少している事業者に対して、事業全般に広く使える給付金として

個人事業者は100万円以内
中小法人等は200万円以内 を給付します。

補助率

4分の3(一部定額)

補助上限額

150万円

感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組について助成します。

※常時従業員数が20人以下の農林漁業者(個人・法人)が対象です。

経営継続補助金

NEW

農業経営収入保険
加入拡大重点対策事業(県)

J A部会などの生産者組織が実施する、収入保険に関する勉強会や構成員の加入意向とりまとめといった活動を支援します。

※実施団体と収入保険推進協議会(NOSAI、行政機関等で構成)との業務委託契約となります(活動実績に応じて委託料を支払い)。

雇用維持

雇用を維持する
対策

雇用調整助成金

(厚生労働省)

NEW

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時休業、教育訓練又は出向を行い、雇用維持を図った場合に、**休業手当、賃金等の一部を助成**します。

なお、休業手当が受けられなかった方に対しては、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」が支給されます。詳しくはホームページ又はコールセンター0120-221-276まで。

※雇用保険、労災保険の暫定任意適用事業所(被雇用者が常時4人以下の個人事業主等)の場合は、厚生労働省への申請前に農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。

小学校等休業対応助成金

(厚生労働省)

臨時休業等した小学校等に通う子供の世話が必要な従業員に対し、有給休暇を取得させた**事業主に助成金を支給**します。

※雇用保険、労災保険の暫定任意適用事業所(被雇用者が常時4人以下の個人事業主等)の場合は、厚生労働省への申請前に農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。

農業労働力確保緊急支援事業

人手不足となった経営体が代替人材を雇用する際に必要となる掛かり増し経費等に対して支援します。

技能実習生等に対する
雇用維持支援等措置

外国人技能実習生、特定技能外国人が帰国困難となった場合の在留資格変更による就労継続等が可能です。

納付猶予

農業保険(収入保険、
農業共済)の
保険料等が払えない

収入保険の保険料等の納付猶予
農業共済の共済掛金等の納付猶予

農業保険の保険料などの支払いが困難であることを農業共済組合に申し出た農業者の方は、以下のとおり**支払期限が延長**されます。

1. 収入保険: 保険期間開始日から11か月を経過する日まで
2. 農業共済: 令和2年9月30日まで(ただし、収穫共済については、収穫の1か月前まで)

納税が厳しい
国民年金保険料等が
払えない

納税等の猶予
国民年金保険料等
免除・納付猶予

税金: 国税(所得税・法人税・消費税等)、県税(事業税等)、市町村税(固定資産税、住民税等)を一時に納付することができない方は、法令の要件を満たせば、**徴収の猶予又は換価の猶予**が認められる場合があります。

年金等: 業務の損失や売り上げ減少等により収入が相当程度下がった場合は、**国民年金保険料免除や厚生年金保険料の納付猶予**が可能になります。

上下水道料金や
電気・ガス、電話等の
支払いが厳しい

上下水道、電気、ガス、電話料金
等の支払い猶予

上下水道、電気、ガス、電話等の料金において、支払いが困難になった方を対象に支払いの猶予が受けられる場合があります。詳しくは、各事業者へご相談ください。

農業者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な支援の一覧

令和2年7月31日現在

(問合せ先)

資金の融資	当面の 運転資金	経済変動・伝染病等対策資金 (みやざきの農を支えるひなた資金)	農畜産業者	融資限度額 1,000万円	貸付利率 0% (貸付当初5年間) 償還期限 7年以内 (据置期間は3年以内) 債務保証料 支払後、申請により 全額助成 を受けられます。	西臼杵支庁・各農林振興局* 各市町村 最寄りの融資機関 (JAバンク宮崎ほか)
	資金繰りを 支援	農林漁業セーフティネット 資金 (日本政策金融公庫資金)	認定農業者等	融資限度額 1,200万円 (又は年間経営費等の12/12)	貸付利率 0% (貸付当初5年間) 償還期限 15年以内 (据置期間は3年以内)	日本政策金融公庫宮崎支店 ☎0985-29-6811 上記の資金に同じ
	資金繰りを 支援	その他資金の特例措置	農畜産業者	実質無利子化 資金繰りや施設整備のための資金について、 貸付当初から5年間実質無利子 となる助成を受けられます。 【対象資金】 農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金*、 農林漁業施設資金、農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金* 保証料免除 民間資金の借入れについて、農業信用基金協会等による 債務保証料が5年間免除 となる措置を受けられます。 【対象資金】 農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金*、農業者向け民間借換資金 ※印の制度資金は宮農負債の借換えが可能	農業者向け民間借換資金 ※印の制度資金は宮農負債の借換えが可能	県農業経営支援課 ☎0985-26-7131
耕種共通	野菜・花き・ 果樹・茶等の 次期作支援 対策	高収益作物次期作支援交 付金 (国直接採択事業)	①次期作に前向きに取り組む生産者への支援 ・栽培技術の転換等に必要な種苗・肥料等の資材購入 ・機械化体系の導入に必要な機械の購入・リース など ②需要促進に取り組む生産者への支援 ・新品種・新技術導入の取組 ・新たな販売契約に向けた取組など ③厳選出荷に取り組む花き・茶等の生産者への支援 ・摘花等の徹底による高品質な花きの出荷の支援など	① 5万円/10aを定額支援 ※高集約型経営である施設園芸については、 交付単価を新たに設定 施設花き等:80万円/10a 施設果樹 :25万円/10a ② 1取組につき2万円/10aを 3取組まで定額支援 (2万円/10a × 3取組 = 6万円/10a) ③ 1人・1日当たり2,200円を定額支援	九州農政局 西臼杵支庁・各農林振興局* (農業改良普及センター含む) 各市町村	
		みやざきの農産物供給力 強化緊急対策事業 (県)	・上記の国の支援対策に該当しない品目における 省力化、品質・収量向上等の取組を支援。 ・対象品目 原料用かんしょ NEW 5月以降出荷の野菜、花き、果樹、茶など	3万円/10aを定額支援 ※ ただし、1戸あたり6万円以内	西臼杵支庁・各農林振興局* (農業改良普及センター含む) 各市町村	
茶	茶・花きの 消費・販売 対策	茶販売促進緊急対策事業 (国直接採択事業)	・県域の協議会等が、県産茶を活用し、地域のイベント等でのお茶の試飲や、試供品の配布等により、 消費・販売を促進する取組を実施		県農産園芸課 ☎0985-26-7137	
花き		公共施設等における花き の活用拡大支援事業 (国直接採択事業)	・県域の協議会等が、県産花きを活用し、学校や観光地等での花飾りや、アレンジメント教室の開催等により、 消費・販売を促進する取組を実施			

※このリーフレットについての問合せ先

農政企画課 0985-26-7426
西臼杵支庁 0982-72-2108
中部農林振興局 0985-26-7279

南那珂農林振興局 0987-23-4312
北諸農林振興局 0986-23-4507
西諸農林振興局 0984-23-3165

児湯農林振興局 0983-22-1364
東臼杵農林振興局 0982-32-6135
詳しくは県庁HPへ

